

安来市条例第 18 号

安来市地方独立行政法人安来市立病院評価委員会条例

(設置)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 11 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人安来市立病院評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、法第 11 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。
- (2) 法第 28 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に定める事項の評価に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織する。

- 2 委員は、法人の経営又は医療に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(関係者等の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者又は専門家に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、安来市立病院経営の担当部署において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 この条例の施行の日以後、最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年安来市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

文化財保護委員の会委員	日額 6,400 円	を
-------------	------------	---

」

「

文化財保護委員の会委員	日額 6,400 円	に改める。
地方独立行政法人安来市立病院評価委員	日額 10,000 円	

」